

(平成21年8月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 18 件 |
| 国民年金関係 | 8 件 |
| 厚生年金関係 | 10 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 31 件 |
| 国民年金関係 | 14 件 |
| 厚生年金関係 | 17 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 59 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 59 年 12 月まで

昭和 60 年 12 月 5 日に A 市役所で婚姻届を提出した際に、職員から国民年金について加入の有無を聞かれ、それまで加入していなかったため、その日に国民年金に加入した。

当時、貯金があったため、それまで未納となっていた国民年金保険料を一括で納付すると申出をしましたが、その職員は、「国民年金保険料は 2 年分しかさかのぼって納付できない。」と説明したため、保険料納付書を郵送してもらい、翌月の昭和 61 年 1 月ごろに 58 年 10 月から 61 年 1 月までの 28 か月分の国民年金保険料をさかのぼって納付しました。

申立期間について保険料が未納の記録になっており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 12 月 5 日に A 市役所において国民年金に加入し、国民年金保険料を 2 年間さかのぼって納付したと主張しているところ、社会保険事務所の記録から、申立人は、同日に国民年金に任意加入していることが確認できるとともに、その時点では、申立期間はまだ時効が到来しておらず、国民年金保険料を納付することは可能である上、社会保険事務所の記録により、申立人が同年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、その直前の期間である申立期間の保険料を納付していないのは不自然である。

また、申立人は、昭和 61 年 1 月ごろに 58 年 10 月から 61 年 1 月までの 28 か月分の国民年金保険料を金融機関において納付したと申し立てており、申立期間について納付すべき国民年金保険料額は、申立人が納付したと主張する金額とおおむね一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年6月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年6月から同年10月まで

昭和53年当時、私はA市B区の市営住宅に住んでいた。近くに住む両親が年金の話をしているのを聞いて、私も将来のことを考え、夫とも相談して国民年金への任意加入手続をした。

昭和53年12月に現住所で家を新築し、住宅ローンの支払などで家計のやりくりが不安になって国民年金をいったんやめたが、その後、経済的に余裕が出てきたので、将来の安心のため、54年8月29日に国民年金の再加入手続をし、国民年金保険料を納付した。

二人目の子供が生まれて、何とかやりくりして国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間の保険料が未納の記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間後の昭和54年8月29日に国民年金の任意加入被保険者資格を再取得しており、61年4月に第3号被保険者となるまでの期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の夫が共済組合の組合員であることから、申立人は、国民年金への加入は任意であり、申立人が主張するように将来のことを考えて任意加入被保険者の資格取得手続を行ったにもかかわらず、納付しなかったとは考えにくい上、納付をしていなければ、資格喪失の手続を行わなくても何ら変わりがないところ、あえて昭和53年11月13日に資格喪失の手続を行っていることは、申立人が主張するとおり、当時の家計の状況から不安になり、今後の国民年金保険料の納付を止めるためであったと考えても不自然では無く、申立人の主張は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 11 月から 53 年 12 月まで
② 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間①については、A市B区C在住時に、「国民年金保険料が未納になっている。」という連絡があったので、同区D出張所に出向いて保険料を納付した。その後、再度「E町に居住していた期間について国民年金保険料の未納があったので納付してください。」と連絡があり、その際、保険料を白封筒に入れて持って来るよう指示があったので、そのとおりにして同出張所の担当者へ手渡した。この時点で、国民年金保険料は全額納付したので、保険料の未納は無いと思っていた。

申立期間②については、Cの家を出て、F町（現在は、G市）の母子寮に住んでいた。国民年金保険料の納付について明確な記憶は無いが、納付していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は3か月と短期間であり、A市B区役所が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の記録によると、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料が未納とされている期間はなく、申立人の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間②前後に転居しているものの、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳の記録から、当該期間に係る納付書が発行されたこと、及び申立人が国民年金に係る住所変更手続を行っていたことが確認でき、納付書が申立人の手元に届き、当該期間の国民年金保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①については、A市B区役所が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳の記録から、申立人が、その元夫と一緒に昭和56年3月11日に国民年金の加入手続を行ったことが確認できるが、この時点において、当該期間は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことを示す事情は見当たらない。

また、同被保険者名簿及び同被保険者台帳の記録により、申立人及びその元夫が、申立期間①直後の昭和54年1月から55年3月までの国民年金保険料を加入手続の2日後の56年3月13日に過年度納付していることが確認できる上、申立人の元夫についても、申立期間①を含む50年4月から53年12月までの国民年金保険料が未納とされている。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 10 月から 39 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月から 39 年 8 月まで

昭和 35 年 12 月に母が国民年金の加入手続をしてくれ、36 年 4 月から 40 年 6 月までの国民年金保険料についても母が納付してくれていた。

社会保険事務所から厚生年金保険の加入期間と重複している期間の国民年金保険料を還付しますと言われたことは記憶しているが、申立期間は厚生年金保険の加入期間と重複しておらず、保険料を納付した記録も残っているのに、納付済みになっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳、A市B区役所が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳から、申立人が昭和 36 年 4 月から 40 年 6 月までの国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

一方、申立人の年金記録については、昭和 38 年 6 月から同年 9 月までの期間及び 39 年 9 月から 40 年 6 月までの期間の厚生年金保険被保険者期間があることから、本来、この期間についてのみ、国民年金保険料が還付されるべきところ、上記の被保険者台帳及び被保険者名簿によれば、38 年 6 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失、50 年 8 月 10 日に同資格を再取得とされていることから、国民年金の強制被保険者期間である申立期間についても、国民年金保険料が還付されていることが確認でき、社会保険庁の記録を前提としても事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われたことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 1471

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 6 月の国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月

昨年、「ねんきん特別便」が来て、中を見てみると国民年金保険料の未納期間があったので、おかしいと思い領収書を捜してみると、昭和 45 年 9 月 19 日に申立期間を含む 43 年 4 月から 44 年 3 月までの 1 年間の国民年金保険料を、A 郵便局で納めている領収書が出てきた。その領収書を持って社会保険事務所に行って説明を求めたが、納得できる説明が得られなかった。

国民年金保険料を納めている領収書があるのに申立期間が未納とされているのは納得できないので、納付したものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収書により、申立人は申立期間を含む昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料を 45 年 9 月 19 日に A 郵便局で納付していることが確認できる。

また、社会保険庁の特殊台帳によれば、上記 A 郵便局で収納された国民年金保険料のうち昭和 43 年 7 月から 44 年 3 月までの分の保険料については過年度納付として収納しているが、43 年 4 月から同年 6 月までの分の保険料は時効によって収納できない期間であったため、当時実施されていた第 1 回特例納付によって、同年 4 月の保険料については特例納付済み、同年 5 月の保険料については特例納付保険料が不足及び同年 6 月の保険料については未納という処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、同特殊台帳では、昭和 43 年 5 月の国民年金保険料は不足とされているにもかかわらず、社会保険庁のオンライン記録では納付済みとされている上、同年 4 月分の保険料が特例納付で充当される決議が行われた年月日や、保険料不足により充当ができず未納とされた同年 6 月の保険料に係る納付書発送等についての記載も無いなど、行政側の記録管理の不備がうかがえる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるのが相当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 10 月から 58 年 11 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月から 58 年 11 月まで

私は、昭和 54 年 1 月に店でパートとして働くことになり、自分の給料で国民年金の保険料を納付できると思い国民年金に加入した。

区役所から 1 年分の保険料納付書が送られてきたので、同店近くの A 銀行か B 銀行で納付した。

領収書は、不要と思い 10 年ほど前に処分した。申立期間について保険料を納付したはずなのに、記録が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 1 月に払い出されていることが確認できる上、申立人の国民年金保険料の納付記録について、社会保険庁の特殊台帳では、同年 1 月から同年 3 月までは定額保険料のみの納付、申立期間直前の 56 年 4 月から同年 9 月までは保険料未納とされていたが、C 市の国民年金被保険者名簿では 54 年 1 月から 56 年 9 月までは定額保険料及び付加保険料が納付済みとされていたことから、今回の申立てに先立ち納付記録の訂正が行われており、行政側の記録管理の不備がうかがえる。

また、申立人は国民年金に任意加入するとともに付加年金への加入も行っている上、申立期間以降に保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 11 月から 42 年 3 月まで
② 昭和 51 年 4 月から同年 12 月まで
③ 昭和 53 年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 41 年 11 月に A 店を退職し、B 社に就職したが、当該事業所は社会保険の適用を受けていなかったため国民年金に加入し、C 社に就職するまでの間、国民年金保険料を納付した。

また、その後、独立するために C 社を退社したが、その際に会社から国民年金に加入するよう言われ、間もなく D 市 E 区役所で加入手続をしたが、区役所の職員に「金額も僅かだから付加保険料を納めたほうがよい。」と勧められて付加年金への加入手続をして、併せて付加保険料の納付を始めた。

独立後は、自営業を営んでいたが、事業で国民年金保険料を負担するに十分な収益を上げていたので未納は無い筈であり、年を取ったら年金に頼るしかないと思っていたので、未納期間が無いように、保険料をすべて納付してきた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③は 6 か月と比較的短期間であり、申立人は、当該期間以降の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、昭和 54 年 4 月以降の国民年金加入期間については付加保険料を納付しており、同年 4 月以降における申立人の保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人に係る特殊台帳により、当該期間直前の昭和 52 年 1 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料は 54 年 4 月及び同年 7 月に、当該期間直後の 53

年10月から54年3月までの保険料は55年12月に、いずれも過年度納付されていることが確認でき、当該期間の国民年金保険料のみを納付しなかったとは考えにくく、当該期間の保険料についても、その前後の期間と同様に納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人が所持する国民年金手帳により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年1月に払い出されていることが推認できるとともに、当該国民年金手帳の印紙検認記録により、申立人の国民年金保険料は昭和42年度については43年3月29日に、43年度については同年8月28日にいずれも一括して納付されていることが確認できるものの、当該期間についての検認記録は確認できず、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人は、D市E区役所で国民年金への再加入手続をしたと主張しているところ、申立人に係る改製原戸籍附票により、申立人は、当該期間直前の昭和51年3月31日にD市E区から同市F区（現在は、D市G区）に住所変更していることが確認できること、並びに申立人に係る特殊台帳において、申立人が54年6月7日にH市からD市F区（現在は、D市G区）Iに住所変更していることが確認できること、及び社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳を社会保険事務所に移管したことをうかがわせる表示が認められることなどから、申立期間②当時の51年4月には、既に同市E区役所では国民年金の再加入手続を行うことはできなかったものと考えられる。

さらに、D市G区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿において、申立人が昭和54年4月27日に同市E区から転入したことを同市G区役所が把握したことをうかがわせる記載が確認でき、この時点において、申立期間②は時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたこと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年1月から同年11月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、同居していた母が毎月、町内会の集金人に自分たち夫婦の分を納付する時に一緒に自分で納付してきた。

集金人は町内会長の家族であり、よく集金に来ていた女性の名前は記憶しているが、現在の彼女の所在は知らない。

両親の国民年金保険料は納付済みの記録となっているのに、私の申立期間の保険料が未納の記録となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と比較的短期間である上、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付していたとする同居の両親は、国民年金制度発足時に加入し60歳に達するまでの国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の両親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「同居していた母が両親夫婦の国民年金保険料を町内会の集金人に毎月納付する時に一緒に、私の保険料は自分で納付してきた。」と主張しているところ、申立期間において、同居している申立人の両親の国民年金保険料は納付されていることが確認でき、申立人のみ保険料が納付されていないのは不自然である。

さらに、申立人が居住していた地区では、申立期間当時、納付組合により国民年金保険料の集金が行われていたことが、A市の回答により確認できる。

加えて、申立人は、「20歳になって国民年金に加入し結婚するまでは国民年金保険料を納付し、結婚後は国民年金被保険者資格を喪失した。」と主張しているところ、結婚するまで申立人と同居していた申立人の姉も、社会保険庁の記録により、国民年金制度発足時に加入手続を行ってから、結婚に伴い国民

年金被保険者資格を喪失するまでの期間の国民年金保険料をすべて納付していることを考慮すると、申立人も結婚前に申立人の国民年金保険料を納付していると考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月31日から同年2月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社の厚生年金保険の資格喪失日が平成3年1月31日となっていた。
しかし、A社が保管していた労働者名簿及び家計簿により平成3年1月31日まで勤務していたことが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人に係る労働者名簿及び申立人が提出した家計簿により、申立人が同社に平成3年1月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、上記労働者名簿に申立人の退職日が平成3年1月31日と記録されていることから判断すると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたものと思われる旨を回答している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成2年12月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は不明であると文書回答している一方で、資格喪失日を退職日である平成3年1月31日として届け出た事務手続の過誤によるものと思われる旨を回答しており、また、事業主が資格喪失日を同年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金 事案 1197

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事務所における資格喪失日に係る記録及び同社D出張所における資格取得日に係る記録を昭和41年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年3月26日から同年4月2日まで

B社に継続して勤務していたにもかかわらず、転勤の関係で厚生年金保険の加入期間が1か月欠落していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した労働者名簿及び雇用保険被保険者記録並びに事業主からの聴取結果などから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和41年3月25日にA社C事務所から同社D出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社D出張所での資格取得時に係る社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料は無いが保険料を納付したと主張しているが、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の得喪日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和31年4月1日に訂正し、同年4月から同年6月までの標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から同年7月1日まで
② 昭和30年4月1日から同年8月1日まで
③ 昭和31年4月1日から同年7月28日まで

私は、B市にあったA社において季節労働者として業務に従事していた。いずれの申立期間についても4月1日に入社しているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、申立人が名前を挙げたA社における申立人の上司及び同一業務に従事していたとする複数の同僚からの供述により、当該期間において申立人が当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該上司及び同僚については、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間③において被保険者記録がいずれも確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間③において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、当該事業所における同僚の社会保険事務所の昭和31年4月の記録及び申立人の同年8月の社会保険事務所の記録から判断すると、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は平成 14 年 4 月 22 日に破産宣告を受け、同年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており関連資料が無い上、当時の事業主も既に死亡していることから不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効によって消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①及び②については、申立人が名前を挙げた申立人の上司及び同一業務に従事していたとする複数の同僚が、申立期間において申立人が当該事業所に勤務していたと供述していることから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、当該同僚は、上記の被保険者名簿において、申立期間における被保険者記録が確認できないことから、両申立期間については、当該事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

また、当該被保険者名簿において、申立期間において申立人の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の関係資料は無く、当時の事業主も既に死亡していることから、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和48年12月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月25日から49年1月1日まで

当時在籍していたC社の業務がA社に一部移管されるのに伴い、昭和48年12月25日に転籍となった。しかし、同社での厚生年金保険被保険者資格取得日が49年1月1日となっているため、加入期間に1か月の空白がある。

現在の総務担当者に確認したところ、「当時の担当者が、新会社での資格取得日を間違えて届け出たため。」と回答をしているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人の個人経歴記録表及び公共職業安定所の申立人に係る雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、A社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和48年12月25日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年1月の社会保険事務所の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和49年1月1日から適用事

業所となっているが、その前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、複数の同僚の供述によれば、申立期間において5人以上の従業員を雇用し、卸売業を営んでおり、その従業員数及び業種から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金 事案 1200

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月29日から同年3月1日まで

A社に勤務していた時の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和43年2月29日と記録されているが、同日まで勤務しており、雇用保険の被保険者記録の離職日も同じく同年2月29日になっているので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日を同年3月1日に訂正し、申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録の離職日が昭和43年2月29日になっていること、及びA社の事業主の供述から判断すると、申立人は当該事業所に同日まで勤務していたと認められる。

また、事業主は、離職日を厚生年金保険の資格喪失日として誤って届け出たと認めており、申立期間当時の当該事業所の給与は月末締めで計算し、翌月12日払いであり、給与支払の都度1か月分の厚生年金保険料を控除していたと供述している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年1月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者の資格喪失日を雇用保険被保険者記録の離職日の翌日で処理すべきであるところ、事業所において誤って離職日である昭和43年2月29日として届け出たと供述していることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金 事案 1201

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成18年4月21日、資格喪失日に係る記録を同年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月21日から同年7月21日まで

昭和61年3月21日からA社で正社員として勤務し、平成18年4月20日に定年退職した後は、引き続き同社で嘱託職員として同年7月20日まで勤務した。

申立期間においても厚生年金保険料が引き続き給与から控除されていることが、所持している賃金支払明細書（給与明細書）により確認できるので、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録及び申立人が所持する賃金支払明細書（給与明細書）等により、申立人が当該事業所を平成18年4月20日に退社した後、再び雇用され、同年4月21日から同年7月20日まで当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る賃金支払明細書（給与明細書）等の保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出を行い保険料を納付したはずであると供述しているが、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が見当たらない

ことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金 事案 1202

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を 41 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 8 月 1 日から 10 年 6 月 13 日まで
勤務していた A 社における厚生年金保険の標準報酬月額が大幅に減額されている。
当時、私は管理職であったために、給与は定額支給されており、減額もされていない。
標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書及び給与振込先となっていた銀行の口座取引明細書から判断すると、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額（41 万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額及び支給額から判断すると、41 万円とすることが妥当である。

なお、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に相当する標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金 事案 1203

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和63年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月31日から同年9月1日まで

昭和55年4月1日からA社に勤務していたが、63年8月31日に同社を退職した。退職した同年8月の給与からは厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、同年8月末をもって被保険者資格を喪失したとされている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人を通じて提出された申立人に係るA社の昭和63年度の賃金台帳、出勤簿及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録並びに同社人事部の供述から判断すると、申立人が当該事業所に昭和63年8月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和63年7月の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「事務手続の誤りにより、雇用保険の被保険者資格喪失日である昭和63年8月31日と同一の日付で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨を届け出たものと考えられる。」と回答している上、当該事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書にも昭和63年8月31日が

資格喪失日として記録されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金 事案 1204

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和60年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月26日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。昭和60年3月26日に同社B工場から同社本社に転勤したが、継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、A社が提出した申立人の人事経歴書、在職証明書及び給与支給明細書から判断すると、申立人が同事業所に継続して勤務し（昭和60年3月26日にA社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和60年4月の給与支給明細書により確認できる同年3月分の厚生年金保険料控除額及び申立人のA社B工場における同年2月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社では不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和63年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月31日から同年9月1日まで

昭和63年に退職したA社から、申立期間に係る資格喪失日を誤って社会保険事務所に届け出ていたとの連絡があったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和63年の出勤簿及び「昭和63年分賃金台帳兼所得税源泉徴収簿」並びにA社からの回答から判断すると、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和63年7月の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、本来、昭和63年9月1日とすべきところであったが、誤って同年8月31日と届け出たものと考えられる。」と回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和63年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から44年3月までの期間及び45年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から44年3月まで
② 昭和45年4月から51年3月まで

昭和47年6月ごろに国民年金に加入したと記憶している。1年ぐらい国民年金保険料を納付した時に、A区B出張所の職員から未納となっていた国民年金保険料を36年4月にさかのぼって特例納付するよう勧められたので、思い切って毎月の国民年金保険料と併せて特例納付により国民年金保険料を2か月分ぐらいつつ分割して納付した。

何年か経ってB出張所で国民年金保険料を納付する時に職員から「追いついたね。」と言われ、ほっとした記憶がある。したがって、保険料納付に関する関係資料は一切保管していないが、申立期間について国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年6月ごろに国民年金に加入し、約1年間納付した後に特例納付により未納となっていた国民年金保険料を36年4月にさかのぼって納付したので、申立期間について国民年金保険料の未納は無いと主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、44年3月以降に払い出されていることが推認でき、この時点では、申立期間①の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳及びC区役所が保管する国民年金年度別納付状況リストによると、申立人は、昭和44年4月か

ら 45 年 3 月までの期間、及び 51 年 4 月以降の国民年金保険料を現年度納付していること、並びに第 3 回特例納付の実施期間中である 53 年 7 月 24 日から 54 年 7 月 20 日までの 13 回にわたって、36 年 4 月から 40 年 3 月までの期間（48 か月分）の国民年金保険料を特例納付していることが確認でき、この時点で、申立人の国民年金保険料納付済期間は 100 か月となり、これにより、申立人が 60 歳に到達するまでの期間に国民年金保険料を納付した場合の国民年金保険料納付済期間が 303 か月となり、国民年金の受給資格要件（300 か月）を満たすことになることから、申立人は、国民年金の受給資格を取得する範囲内で国民年金保険料の特例納付を行ったものと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 8 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月から 51 年 3 月まで

同居していた私の母が昭和 37 年ごろには既に国民年金に加入しており、申立期間当時、自宅に女性の方が国民年金保険料の集金に来ていた。その時に母に勧められ、私自身も国民年金に加入し、保険料を納付し始めた。

国民年金手帳及び納付書等の関係書類は、平成 16 年の火事で全部焼失したので所持していないが、保険料を納付していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録において、申立人に係る最初の国民年金手帳記号番号が、国民年金制度発足当初にA町（現在は、B市）において払い出されていることが確認できるが、申立人が、申立期間当時、居住していたC市D区（現在は、C市E区）において国民年金保険料を納付するためには、同市D区において国民年金の住所変更手続を行うことが必要であるところ、平成 18 年 1 月 10 日に当該記号番号が重複のため取り消されるまで住所変更が行われた事情は見当たらず、当該記号番号により同市D区において申立期間の国民年金保険料が納付されたものとは考え難い。

また、E区役所が保管する国民年金被保険者名簿の記録から、申立人は、同区において昭和 51 年 11 月に国民年金の加入手続を行い、別の国民年金手帳記号番号の払出しを受けていること、及び 44 年 10 月 1 日までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間のうち 37 年 8 月から 44 年 9 月までの期間については未加入期間とされているため、制度上、国民年金保険料を納付することができない上、同年 10 月から 51 年 3 月までの期間の大部分は、既に時効により国民年金保険料を納付することはできなかつ

たものと考えられる。

さらに、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する申立人の記憶は明確でなく、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1477

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から 61 年 3 月まで
父や姉に、「国民年金は物価に応じて受け取る年金額がスライドし、一生
涯安心して暮らせるから。」と勧められて、A 市 B 区役所で国民年金に加入した。
途中、国民年金をやめた記憶は無く、申立期間についても、国民年金保険料を納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳及び C 町役場（現在は、D 市役所）が保管する国民年金被保険者の電算機データの記録から、申立期間の始期である昭和 58 年 1 月 30 日に、申立人の国民年金被保険者資格を喪失する手続がなされていることが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、同記録から、申立人が、平成 9 年 3 月 25 日に申立期間直後の昭和 61 年 4 月までさかのぼって国民年金の第 3 号被保険者として特例届出の手続をとっていることが確認できることから、第 3 号被保険者の制度が開始された同年 4 月の時点では、被保険者の種別変更を行っていないものと推認でき、申立期間について継続して国民年金保険料を納付していたとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から41年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年9月から41年1月まで
国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答をもらった。

昭和36年9月ごろに、私たち夫婦は一緒に国民年金に加入し、私の申立期間の国民年金保険料は、当時の妻が婦人会の集金人に自身の分と一緒に納付していたので未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付については、申立人の元妻が婦人会の集金人に毎月、保険料を納付していたと申し立てているが、申立人自身は、保険料の納付に関与しておらず、元妻から申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける供述は得られず、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人及び申立人の元妻の国民年金手帳記号番号の払出時期は、前後の被保険者の記号番号の払出時期から見て、申立人が昭和49年5月ごろ、申立人の元妻が41年3月ごろであると推認でき、いずれも申立期間の後であることから、申立期間の国民年金保険料を集金人に現年度で納付していたとする申立人の主張は不自然である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の元妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、社会保険庁の記録により、申立人が一緒に国民年金保険料を納付したと主張する元妻についても、申立期間の国民年金保険料は未納とされているなど、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月から 45 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間の保険料を納付した記録は確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、両親が、学生である私のために「社会人になるまでは国民年金に加入し、保険料を納付しておくから。」と言ってくれたことを記憶しているため回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金への任意加入手続及び申立期間の保険料の納付を行ったとする申立人の父親は既に死亡している上、申立人自身は保険料納付に関与していないことから、申立人の国民年金への任意加入状況及び申立期間に係る保険料の納付状況は不明である。

また、社会保険庁の記録によると、申立人が国民年金に加入していたことを示す記録は確認できず、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間は未加入期間で、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない期間であったと考えられる。

さらに、申立人の父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から46年3月まで

私が短期大学卒業前の昭和44年2月に、母が私の国民年金への加入手続をしており、申立期間の私の国民年金保険料については、母が兄と私の分を一緒に集金人に納付していた。兄は納付の記録となっているのに、私の申立期間の記録が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が申立人の国民年金への加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、申立人の母親は既に亡くなっている上、申立人自身は国民年金への加入手続及び保険料の納付に関与していないことから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、A市B区役所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年10月22日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、当初、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張していたところ、後に、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日から見て、申立期間の保険料はさかのぼって保険料を納付したかもしれないと主張を変遷しており、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 57 年 4 月まで

私は、外国へ渡航準備のため、昭和 56 年 4 月に会社を辞め、外国から帰国するまでの約 1 年間の国民年金の保険料を納めていなかったため、昭和 57 年ごろ、自営業を始めるにあたり A 市 B 区 C 出張所の窓口で国民年金に加入し、まとめて 1 年分の保険料を支払った。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A 市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、海外から帰国後の昭和 57 年 6 月に国民年金の加入手続きを行い、申立期間直後の同年 5 月に国民年金強制加入被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無い上、申立人の国民年金保険料に係る納付状況の記憶は曖昧であり、昭和 57 年 6 月の国民年金の加入手続きと同時に、申立期間直後の同年 5 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料を申請免除していることが確認できるなど、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 5 月から 60 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月から 60 年 1 月まで

私は、将来年金が必要になると思い、昭和 58 年 4 月末に会社を退職後、A 区役所で国民年金の任意加入手続をした。国民年金加入手続には以前から持っていた年金手帳を持参し、その手帳に任意加入したことを記入してもらった。国民年金保険料は、区役所から送られてきた国民年金保険料納付書で、B 銀行 C 支店の窓口で毎月納めていた。

私が所持している年金手帳には、任意加入した記載があり、国民年金保険料をきちんと納付した記憶があるので、申立期間の国民年金保険料が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が国民年金の任意加入手続をした昭和 53 年 4 月に払い出されており、ほかに申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、D 市の国民年金被保険者名簿によると、54 年 9 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失したとの記載はあるものの、厚生年金保険被保険者資格喪失後の 58 年 5 月 1 日に再度、国民年金任意加入被保険者資格を取得したとの記載は無いことから、申立期間当時、厚生年金保険から国民年金への切替手続が適切に行われていなかったと考えるのが自然である。

また、申立人は、申立人が所持する年金手帳に申立期間が国民年金被保険者期間として記載されていると供述しているが、同手帳の記載は、申立人が国民年金第 1 号被保険者となる平成 12 年 10 月の手続時に、同手続と合わせ、さかのぼって書かれたと推認されること、及び申立人の申立期間に係る国民年金保険料納付状況の記憶は曖昧であること^{あいまい}から、年金手帳に記載があることを

もって申立期間の国民年金保険料を納付していたとまでは言い難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 12 月から 40 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月から 40 年 2 月まで

私は、60 歳になった時に、社会保険事務所に行って厚生年金保険の加入履歴を調べてもらったところ、学生時代の 2 年間の国民年金の加入記録が無いと言われた。

私は、確かに母から 20 歳になった時から国民年金に加入していたと聞いていたが、「ねんきん特別便」を見たら、昭和 37 年 12 月から 40 年 2 月までは、国民年金の加入記録はあるものの、国民年金保険料は未納になっていた。国民年金の加入手続をしているのに保険料が納付されていないのは矛盾している。

母は、毎日家計簿をつけていたが、母が死亡して 15 年になるので今は所持していない。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、国民年金第 3 号被保険者資格取得届出を行った平成 11 年 9 月に、20 歳にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得し、同時に厚生年金保険被保険者期間の記録が追加訂正されることが確認できる上、これ以前に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が国民年金被保険者資格を取得した時点において、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していない上、申立人の母親が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年12月から50年3月まで
私の母が、私の国民年金の加入手続と保険料の納付をしてくれた。昭和44年4月に結婚のために転居し、その後は私の夫の毎月の給料が入った時点で役場に出向き、自分で保険料を納付した。当時、役場の職員が台帳に納付した表示をしていたことを記憶している。
申立期間は未加入となっており納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の記号番号の払出時期から見て、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年10月に払い出されていたものと推認され、A町役場が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿により、39年4月から40年3月までの国民年金保険料が同年10月27日に過年度納付、同年4月から44年3月までの保険料が現年度納付されていることが確認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、昭和46年5月にB町（現在は、C市）へ再転居したと供述しているが、同町において国民年金保険料を納付するためには、国民年金の住所変更手続を行うことが必要であるところ、申立人の当該手続に係る記憶は曖昧であるとともに、社会保険庁のオンライン記録において、同年4月から48年11月までの期間の保険料は未納、それに引き続く申立期間は未加入の記録となっており、当該手続を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 3 月から 50 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月から 50 年 6 月まで

私は 20 歳の誕生日に、父から将来に備えて国民年金に加入するよう勧められた。

申立期間当時、両親も国民年金に加入しており、私は大学を浪人して予備校生だったので、両親が国民年金への加入手続をしてくれて、両親の分と一緒に私の国民年金保険料を納付していたと聞いている。

父親は、A 市で開業医^{うそ}をしており、各税金も滞納することなく、真面目に納めており、父親が嘘をついていたとは考えられない。

大学時代は親の好意に甘えていたが、大学卒業後は厚生年金保険に加入し、勤務医を辞めてからは、国民年金に再加入して継続して国民年金保険料を納付してきた。

申立期間の国民年金保険料は、両親とも毎年 4 月か 5 月に 1 年分をまとめて前納していたらしいので、自分の分もその時に納付してくれていると思う。

申立期間が納付の記録になっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 5 月に払い出されていることが確認でき、この時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の父親が納付していたと主張しているものの、申立人の改製原戸籍附票により、申立人は申立期間の

うち、昭和 45 年 11 月から 50 年 6 月までの期間において B 市に居住していることが確認でき、申立人が A 市在住の父親に納付書を送付して納付を依頼したなどの事情も無く、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人の父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金への加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金への加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父親は既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況は不明であり、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 4 月から 45 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 45 年 6 月まで

私は、昭和 40 年 3 月に結婚し、義父に国民年金に加入するよう勧められたので、夫がそれまで集金に来ていた人に私の加入手続をお願いし、同年 4 月から夫の保険料と私の保険料と合わせて集金人に納付したのをはつきりと記憶している。

その際、集金人から国民年金手帳は夫の手帳と一緒にしているとの説明を受けた。

結婚後は、夫と一緒に仕事をして、集金人に夫婦二人分を一緒に納付してきたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 45 年 9 月に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大半（昭和 40 年 4 月から 43 年 6 月までの期間）は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、特例納付の実施時期に一括して納付したとの主張は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当初から集金人（A市B区役所の職員）に国民年金保険料を毎月納付していたと供述しているが、同区役所の集金人による戸別徴収制度は昭和 43 年 2 月から開始されており、申立人の主張とは一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 11 月から 61 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 11 月から 61 年 3 月まで

私は昭和 53 年 10 月に結婚し、私の夫が、私に国民年金に任意加入し同時に付加保険料も納付するように助言してくれた。その助言を契機に国民年金に任意加入し、付加保険料も納付してきたはずだ。

申立期間は、付加保険料を納付したことになっておらず納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）が無い上、申立人に係る特殊台帳並びにA市B区役所が保管する国民年金手帳払出整理簿及び申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人が昭和 53 年 11 月に国民年金に任意加入し、同年 11 月から国民年金保険料を納付していることは確認できるものの、申立人が主張する付加保険料の納付をうかがわせる形跡は見当たらない。

また、A市B区役所に照会した結果によると、同区役所が保有する申立人に係る国民年金電子記録により、昭和 53 年 11 月から 54 年 3 月まで、同年 4 月から 55 年 3 月まで、同年 4 月から 56 年 3 月まで、同年 4 月から 57 年 3 月まで、及び同年 4 月から 58 年 3 月までの各納付月額が記録されていることが確認でき、その額は、いずれも当該期間の定額国民年金保険料月額と一致する。

さらに、申立人が所持する家計簿には、昭和 54 年 1 月及び同年 3 月の欄だけに国民年金保険料の金額が記載されており、その記載内容から同年 1 月の記載金額は昭和 53 年度の定額国民年金保険料月額の 2 か月分、昭和 54 年 3 月の記載金額は昭和 53 年度の定額国民年金保険料月額 3 か月分と一致することから、当該家計簿に記載されている国民年金保険料の金額は、申立人が国民年金に加入した昭和 53 年 11 月以降の昭和 53 年度の 5 か月分の国民年金保険料を

2回に分けて納付した時期のものと考えられることを踏まえると、申立人は国民年金の任意加入時点において付加保険料の納付申出を行っていたとは考えにくい上、ほかに申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月から56年12月まで

昭和54年11月の結婚後、私の妻が、A市B区役所で私達夫婦の国民年金の加入手続を行ったところ、申立期間の国民年金保険料として二十数万円の金額を請求され、私の妻が4回に分けて同区役所に国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、昭和55年10月に払い出されていることが確認できるが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料としてA市B区役所に二十数万円の金額を4回に分けて納付したと主張しているが、この金額は、申立期間の国民年金保険料を納付するのに必要な金額と相違する上、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の妻については、申立期間のうち、昭和54年11月から55年12月までの国民年金保険料が納付されておらず、申請免除期間であった56年1月から同年12月までの国民年金保険料は平成2年12月に追納するまでは納付されていないことが確認できることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の妻は、申立人の国民年金加入時期及び保険料の納付時期に関する記憶が明確でない上、申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を

納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月1日から9年9月20日まで

申立期間当ても給料はずっと50万円ぐらいをA社からもらっており、見合った標準報酬月額になっていないと思うので、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額について、社会保険庁が管理するオンライン記録によれば、平成8年12月1日の標準報酬月額の変更は、翌月の9年1月24日に行われており、不自然な点は認められないとともに、取締役である申立人以外には、申立人の妻である事業主と他の取締役一人のみが申立人と同日に月額変更により標準報酬月額が減額されており、申立期間に在籍している他の一般被保険者については、全員に月額変更による標準報酬月額の減額の記録は無く、標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

また、事業主である申立人の妻は、当時の資料は無く、社会保険労務士に任せており、当時のことは憶えていないと供述しており、申立期間当時の取締役二人に文書照会したが連絡は無いところ、担当社会保険労務士は、「平成10年度の月額算定基礎届の控えを保管しているが、当該資料では、申立人及び事業主の標準報酬月額は20万円で届け出られており、届書には申立期間の一部である9年度の標準報酬月額も同額で表示されているため、少なくとも平成9年5月には既に標準報酬月額が減額されていたことが確認できる。代表取締役の印鑑も押されており、平成9年度の標準報酬月額についても代表取締役は承知していたはずである。」と供述している。

さらに、申立人は申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 7 月 1 日から 7 年 1 月 31 日まで
社会保険事務所の訪問調査を受けて、A社の事業主であった申立期間の標準報酬月額が当時の報酬である 30 万円に見合ったものになっていないことを知った。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、社会保険庁の記録によれば、平成 7 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、同日より約 1 年 1 か月後の 8 年 2 月 26 日に、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額について、3 年 7 月から 5 年 8 月までについては 53 万円から 9 万 2,000 円に、同年 9 月から 6 年 12 月までについては 30 万円から 9 万 2,000 円に、それぞれ引き下げる訂正処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所に保管するA社に係る滞納処分票によれば、同社は、平成 5 年 6 月分からの社会保険料等（健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金）を滞納し始め、同年 12 月から 7 年 1 月までの間に、18 回にわたる滞納処理に係る事蹟が記録されており、同年 2 月 6 日に、申立人と社会保険事務所との間で、同年 1 月 31 日付けで、同社の被保険者全員の資格喪失処理を行うことで合意し、その後も滞納保険料の納付が行われなかったことから、社会保険事務所が銀行口座を差し押さえた直後の 8 年 2 月 26 日に、申立人の標準報酬月額をさかのぼって引き下げることで、滞納保険料に係る債務を精算する旨の合意に至っていることが確認できる。

なお、このことについて申立人は憶えていないと主張しているが、上記滞納処理事蹟を否定することをうかがわせる事情は確認できない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録の減額処理に同意していると認められ、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 1 日から同年 12 月まで
年金受給手続のため社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社（現在は、B社）の厚生年金保険の加入期間が5か月となっていた。

しかし、これまで二度にわたり市役所と社会保険事務所でA社の厚生年金保険の加入期間は10か月あるとの説明を受け、国民年金手帳の記録とも整合しているので安心していただけませんでした。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した国民年金手帳では、国民年金被保険者資格喪失日が昭和39年2月5日、同再取得日が同年12月25日となっており、同年12月の国民年金保険料未納期間を除く同年2月から同年11月までの10か月間の同保険料の検認の記録が無いことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は昭和39年2月5日、同喪失日は同年7月1日と記録されており、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、当該資格喪失にあわせて健康保険証を返納した記録が確認できる。

また、申立人は、A社における勤務期間並びに上司及び同僚の名前は記憶していないと供述しているところ、B社は、当時の資料は保存年数が経過し何も残されていないので、申立ての事実を確認できない旨を回答している上、上記被保険者名簿により名前が確認できた同僚3人からも、「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険料控除等については分からない。」との供述しか

得られないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人の夫が加入するC健康保険組合が発行した「健康保険喪失証明書」では、申立人は、A社の厚生年金保険被保険者期間を含む昭和38年8月18日から平成7年4月1日までの間、被扶養者であったことが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1209

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年1月24日から20年10月1日まで
戦時中、A社(申立期間当時は、B社)で勤務していた時の厚生年金保険の記録調査を申し立てたところ、脱退手当金を昭和22年7月4日に支給済みであるとの回答を受けたが、終戦後そのような手続を行った記憶もお金をもらった記憶も無い。納得できないので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、申立人に対して脱退手当金を支給したことが記録されており、支給月数等の記載内容に誤りは認められないほか、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、社会保険事務所の一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間の脱退手当金の支給時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1210

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月ごろから同年 9 月ごろまで

私は、昭和 46 年 2 月に A 社（現在は、B 社）に入社し、同年 9 月ごろ退社したが、厚生年金保険の加入記録は無く、同年 10 月 1 日に同社の親会社であった C 社（現在は、D 社）において被保険者資格を取得し、同年 10 月 6 日に資格を喪失したこととなっている。

なぜ申立期間に当該事業所で厚生年金保険に加入しておらず、親会社で退職前の 1 か月だけ加入したことになっているのか不明であり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社における勤務状況及び入社経緯等に関する申立人の供述は具体的である上、その内容は、同社の業務内容等に関する当時の従業員の供述とも一致することから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社及び D 社は、いずれも申立期間当時の関係資料等はなく、申立期間当時の両事業所の関係等の実態を知る者もおらず不明と供述しており、申立期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険加入状況について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所、並びに当該事業所の関連事業所とみられる C 社及び E 社（昭和 53 年 11 月 6 日に F 社に合併し、解散）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したものの、同名簿において申立期間における申立人の被保険者記録は確認できず、いずれの事業所の健康保険の整理番号にも欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える難い上、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録においても、申立人が申立期間前後に勤務した事業所については雇用保険被保険者記録がある一方、申立期間に

については申立人の被保険者記録は確認できず、厚生年金保険の加入記録と一致している。

さらに、両事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該事業所については、申立期間において被保険者記録が確認できる同僚及びC社については、申立人と同日に被保険者資格を取得している同僚等に照会したものの、申立人に係る申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的供述は得られない上、申立人が当時の同僚として名前を挙げている一人については、姓のみの記憶であり、連絡先が確認できず供述が得られないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、社会保険事務所の記録で、C社で申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日と同日の昭和46年10月1日に被保険者資格を取得している15人のうち、連絡が取れた複数の同僚は、「A社には勤務したことがあるが、当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録は無く、C社には勤務したことがない。」旨の供述をしている上、そのうちの一人が記憶している同人の入社日と、同社に係る上記の被保険者名簿から確認できる資格取得日は一致せず、3人の同僚については当該被保険者資格を取得する直前まで国民年金保険料を納付していることが社会保険庁の記録により確認できる。

また、B社は、当時のC社について、「取引先ではあったが、当時のA社の親会社であった経緯は無い。」旨を回答し、D社は、「当時のA社に係る社会保険事務は行っていない。」旨を回答していることから、申立人及び同僚がC社で厚生年金保険被保険者資格を取得している事実関係は不明であるが、A社においては、すべての従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえないとともに、昭和46年10月1日にC社において申立人を含む15人が一度に被保険者資格を取得し、そのうちの12人は厚生年金保険加入期間が1か月となっており、当該事業所において一括して厚生年金保険の加入手続及び資格喪失手続がなされた事情がうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1211

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 9 月 ごろから 19 年 8 月 ごろまで

昭和 17 年秋（9 月）ごろに A 社（現在は、B 社）C 所へ入社し、退職するまでの約 2 年間、同社人事課に配属され勤務したが、厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

A 社 C 所人事課に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社 C 所労政・人事担当部署が保管する人事記録によれば、申立人に係る入社日が昭和 17 年 4 月 24 日、退職日が 18 年 9 月 29 日である旨が記載されており、当該期間については、A 社 C 所に勤務していたことを確認することができるが、申立期間のうち、同年 9 月 30 日以降の期間に係る勤務の実態については確認することができない。

また、社会保険事務所に保管する A 社 C 所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、被保険者の資格取得日が昭和 17 年 4 月から 21 年 3 月までの期間において、申立人の名前を確認することができない。

さらに、申立人の供述及び B 社 C 所労政・人事担当部署が保管する人事記録によれば、申立人は同社の人事課事務員であったことが確認できる。一方、当時施行されていた労働者年金保険法においては、工場法の適用を受ける工場、鉱業法の適用を受ける事業場又は工場に使用される男子労働者（一般職員を除く。）のみを被保険者の対象としていたことから、同社の人事課事務員であった申立人が同法の被保険者であった事情はうかがえない。

加えて、B 社 C 所及び D 共済組合は、「申立人の場合は、労働者年金保険

法が施行される前に入社しているため、入社時から退職時までE共済組合に加入していたものと考えられる。」と回答している。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1212 (事案 598 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月25日から3年1月1日まで
平成2年7月25日から5年7月20日までの期間、A社を就業場所として、勤務した。自分が雇用されている事業所がB社であることを知ったのは退職前のことであったが、その期間に勤務していたことは間違いなく、申立期間の厚生年金保険の記録が無いはずがない。回答に納得できないので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録等から、申立ての事業所に勤務していたことは推認できるものの、社会保険庁の記録では、厚生年金保険被保険者の資格取得日が平成3年1月1日とされており、当該事業所については、同僚の供述から、試用期間について厚生年金保険に加入させないという取扱いがあったことがうかがえ、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき21年1月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに際し、申立期間当時、当該事業所で従業員の人事管理を担当していた者の名刺を提出したことから、当該担当者に事情を聴取したところ、「厚生年金保険の加入の有無や加入の時期については、従業員ごとに異なっていたようだ。」との供述が得られたが、当該供述においては、保険料控除を推認することができず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1213

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 26 日から同年 10 月 26 日まで

私は、A社に昭和 50 年 9 月 26 日に入社し、54 年 1 月 31 日まで勤務していました。しかし、社会保険事務所の記録によると、当該期間のうち、年金記録に半年間の空白期間がある。

保険証が無かった時期は一度もありませんので、納得がいきません。

申立期間について厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 50 年 9 月 26 日に被保険者資格を取得し、51 年 4 月 26 日に同資格を喪失するとともに、同年 10 月 26 日に同資格を再取得し、54 年 1 月 31 日に同資格を再喪失していることが確認でき、当該事業所が加入していたB厚生年金基金が保管する加入員台帳の記録及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録においても、申立人の被保険者記録は、社会保険事務所の当該事業所における厚生年金保険被保険者記録と一致する。

また、申立人が名前を挙げた同僚 3 人のうち一人は「申立人のことは、ぼんやりと記憶しているが、いったん退職したかどうかについては記憶していないが、女性が多い職場でもあり、退職後もう一度入社してくるといふ例はたくさんあった。」と供述している。

さらに、当該事業所は、平成 14 年 2 月 1 日に解散により厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているとともに、当時の事業主も既に死亡しており、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができないが、当時の事務責任者に対する調査によると、「当時は従業員も多く、社会保険手続の担当者もいて、加入、喪失の手続もきちんと

やっていたので、記録が一度切れているのであれば間違いない。」と供述している。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1214

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年ごろから 32 年 1 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社における申立期間の年金記録が無い旨の回答があった。同社に昭和 28 年ごろ入社し、34 年 2 月 1 日に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

法人登記簿謄本の記録により、A社が昭和 28 年 1 月 12 日に設立されていることが確認できること、及び申立人の供述から、申立人が申立期間において当該事業所で勤務していた可能性がうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 32 年 1 月 1 日であり、申立期間において当該事業所は適用事業所ではなかったことが確認できる上、事業主及び同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日も申立人と同じく当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日付と同一であることが確認できる。

また、当該事業所の業務を承継したB社に照会したところ、同社では、申立期間当時の関係資料を保管しておらず、同僚は連絡先が不明であるか死亡しており供述を得ることができないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月 16 日から 50 年 5 月 1 日まで

社会保険事務所の記録では、私が昭和 42 年 2 月から 50 年 4 月末まで勤務した A 社における厚生年金保険被保険者記録が無い。確かに在籍していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が A 社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所で申立人と一緒に勤務し、自らも経営に関与していたとする事業主の親族に当たる同僚は、「申立期間当時、従業員の大部分は外部の個人業者であり、申立人も正規の社員の身分ではなく、外部の事業者であったのではないかと思う。申立人については、一定の仕事ごとに賃金を支払っていたものと思われる。」と供述している上、申立人の当該事業所における雇用保険被保険者記録が確認できないことを踏まえると、申立人の勤務形態は請負業務であったことがうかがえる。

また、申立人は、「申立期間当時、事業主から、社会保険料が安くて済むので、B 国民健康保険組合に加入してほしいとの申出を受けた記憶がある。実際に同組合に加入したか否かは記憶していない。」と供述していることから、事業主の申出どおり B 国民健康保険組合に加入していた可能性も否定できない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は、昭和 52 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も死亡しており供述を得ることができないため、申立人の申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1216

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月29日から同年8月1日まで

私は、昭和50年5月16日にA社に採用され、現場の工場に派遣されて勤務していたが、同年7月4日に退職したい旨の電話連絡を行い、同社を退職した。

昭和50年6月30日から同年7月3日までの4日分の給料は、同年7月5日に受取ったが、その際、給与明細書に旅費の積立金や厚生年金保険料が控除されていることに気付き、「退職するのに旅費や厚生年金保険料が控除されているのはおかしいのではないか。」と申し出たところ、同社では「毎月1日を過ぎると社会保険事務所に保険料を納めなければならない。」と言われ、控除されていた厚生年金保険料の還付には応じてくれなかった。

給与から申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことは間違いがないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する昭和50年分退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿では、申立期間のうち、同年6月分に係る社会保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が昭和50年5月16日に被保険者資格を取得し、同年6月29日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録及び当該事業所が保管している雇用保険被保険者資格喪失確認通知書によれば、申立人は同年5月16日に雇用保険被保険者資格を取得し、同年6月28日に離職しており、離職日は社会保険事務所の記

録（厚生年金保険被保険者資格喪失日は離職日の翌日）と一致している。

また、当該事業所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、申立人は昭和 50 年 6 月 29 日に被保険者資格を喪失（昭和 50 年 6 月 28 日退職）していることが確認できる。

さらに、申立人は当該事業所において昭和 50 年 7 月 3 日まで勤務していたと申し立てているが、同事業所では、申立人が同年 7 月 3 日まで勤務していたことを確認できる資料は無いと回答するとともに、申立人が名前を挙げた同僚は、申立人について承知していないと回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1217

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月 21 日から 62 年 4 月 19 日まで
A 社（現在は、B 社）に継続して勤務していたのに、途中の厚生年金保険の加入記録が無い。
当該事業所に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録及びB社が保管するA社の社員名簿により、申立人は、申立期間のうち昭和 54 年 3 月 21 日から 58 年 11 月 30 日までの期間及び 60 年 6 月 1 日から 62 年 4 月 18 日までの期間はA社に、また、58 年 12 月 1 日から 60 年 5 月 31 日までの期間は、同社の関連会社であるC社において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該社員名簿及びC社の回答から、申立人は、申立期間を通じて、1日の労働時間が2.5時間から5時間程度であったことが確認できることから、申立人は、厚生年金保険の加入要件を満たさない短時間労働者であったことがうかがえる。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を両事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 2 日から 35 年 1 月 18 日まで

A協同組合に勤めていた期間において、脱退手当金を受給したことになっているが、私は脱退手当金について全く承知しておらず、脱退手当金を受給したことはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者台帳には、厚生省（当時）が脱退手当金の給付裁定のために当該脱退手当金の裁定庁（社会保険事務所）へ回答した日（昭和 36 年 2 月 20 日）が記載されており、その約 2 か月後の昭和 36 年 4 月 12 日に支給決定がなされている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人が勤務していたA協同組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名が記載されているページ及びその前後 4 ページに記載されている脱退手当金の支給記録がある申立人を含む 6 人の被保険者のうち、連絡先が確認できる二人から脱退手当金の受給状況を聴取したところ、「脱退手当金については、同僚から話を聞いて承知していた。」、「脱退手当金は自分で請求した。」と供述しているとともに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和 48 年まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1219

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から平成 14 年 12 月 5 日まで
昭和 50 年 1 月に A 社（現在は、B 社）に入社し、給与は毎年 1 万円ぐら
いずつ昇給しており、平成 12 年から 14 年までの間の給与は月 40 万円弱で
あった。
社会保険事務所の標準報酬月額の記録が、実際に給与から控除されていた
厚生年金保険料に比べて低いと思われるので、標準報酬月額を訂正してほ
しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 14 年 1 月から同年 12 月までの期間については、申立
人から提出のあった同年分所得に係る「市県民税所得課税証明書」に記載され
ている年間給与収入額から算出した給与月額と社会保険庁の記録上の標準報酬
月額を比較すると、上記の給与月額が上回っていたことが確認できるものの、
同「市県民税所得課税証明書」に記載されている社会保険料控除額と、社会保
険庁の記録上の標準報酬月額に基づき算出した社会保険料額を比較すると、そ
の金額はほぼ一致しており、申立人が、社会保険事務所の算定する標準報酬月
額に相当する保険料を上回る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され
ていた事実は確認できない。

また、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から平成 13 年 12 月までの期間につ
いては、申立人が主張する給与額及びこれに基づく厚生年金保険料を事業主に
より控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、事業主は、申立期間に係る関連資料は保管していないと供述してお
り、給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料が無いことか

ら、申立人が主張する申立内容を確認することができず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年11月から18年11月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B炭坑に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳では、申立人のA社B炭坑における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主にも照会することができない上、申立人が名前を挙げた同僚二人は、それぞれ、「申立人が勤務していた記憶はあるが、当時の厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。勤務していた事業所は孫請けの会社であった。」、「申立人を含めた少年たちの指導係だったが、厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。」と供述しているが、これら同僚二人については、申立期間において同事業所の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。このほか、申立期間において同事業所の被保険者記録が確認できる従業員一人は、「申立人の名前に記憶は無く、厚生年金保険の適用に関する情報についても分からない。」と供述していることから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

なお、当該事業所と同じ地区に所在し、類似した名前と呼ばれていた事業

所であるC社D炭坑の厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 3 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に、配
送等の担当として勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回
答があった。勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保
険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社における上司として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者
記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者
名簿により確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、
申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金
保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。
一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いこと
から、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の
適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主にも照会することができな
い上、同事業所に勤務していた申立人の同僚二人は、それぞれ、「申立人に係
る記憶は無く、当時の厚生年金保険の適用についても分からない。」、「当時、
常時顔合わせしていた従業員は 10 人程度であったが、申立人に係る記憶は無
く、厚生年金保険の適用についても分からない。」と供述していることから、
申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実につ
いて確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、申立人が名前を挙げた当該事業

所における同僚一人の厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、前述の同僚の供述から、常時顔合わせしていた当時の従業員は 10 人程度であり、申立人及び申立人が名前を挙げた同僚に係る記憶は無いとしていることを踏まえると、同事業所においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった可能性がうかがえる。なお、申立人が同事業所の関連企業として挙げた B 社及び C 社における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年10月から29年6月まで
② 昭和31年6月から32年6月1日まで
③ 昭和33年1月1日から同年1月中旬まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に機械の修理担当として勤務していた申立期間①に係る被保険者記録、B社に機器の修理担当として勤務していた申立期間②及び③に係る被保険者記録が無いとの回答があった。これら事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人がA社における同僚として名前を挙げた7人の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主にも照会することができない上、同事業所に勤務していた申立人の同僚二人は、それぞれ、「申立人がまじめに勤務していたことは記憶しているが、当時の厚生年金保険の適用については分からない。」、「当時、7人の従業員と臨時の人が勤

務していたことは記憶しているが、名前までは記憶しておらず、厚生年金保険の適用についても分からない。」と供述しているほか、社会保険事務所の記録によれば、申立人が同事業所における同僚として名前を挙げた二人の厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、当時、同事業所ではすべての従業員について厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった可能性がうかがえる。

- 2 申立期間②及び③について、B社における当時の事業主及び申立人の同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している昭和 32 年 6 月 1 日以前から同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は昭和 32 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人が被保険者資格を取得した同日以前に適用事業所としての記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格の取得日及び喪失日は、それぞれ、昭和 32 年 6 月 1 日及び 33 年 1 月 1 日となっており、社会保険事務所に健康保険証が返納されたことを示す「被証返納」のスタンプ印が確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、当時の事業主に照会したところ、「申立人が厚生年金保険の適用事業所となる以前から勤務していたことは記憶しているが、適用事業所になったのは昭和 32 年 6 月 1 日である。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚二人は、それぞれ、「申立人が適用事業所になる前から勤務していたことは記憶しているが、入退社に係る具体的な勤務期間については記憶していない。」、「申立人の入退社に係る具体的な勤務期間は記憶していないが、入社当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、事業主にかね合った結果、昭和 32 年 6 月 1 日から厚生年金保険に加入した。」と供述している。

- 3 申立人はすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。